

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年8月29日（平成28年（行情）諮問第515号）

答申日：平成28年12月1日（平成28年度（行情）答申第553号）

事件名：電気設備工事請負業者の住所が分かる文書（特定刑事施設）の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「電気設備工事請負業者の住所がわかる文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年5月6日付け仙管発第458号により仙台矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

平成28年5月6日付け、行政文書不開示決定通知書（仙管発第458号）でなした、不開示決定を取り消す。

上記通知書、不開示理由として、開示請求書に形式上の不備があり、期間内に補正をしなかったため、とあるが、平成28年2月22日付け仙台矯正管区情報公開窓口より、行政文書開示請求書について（意思確認）と題する文書にあるとおり、請求をしているのだから請求内容が広範囲というのは不当であり、その取消しを求める。

（2）意見書1

ア 本県行政文書の開示請求は、法務省の下部組織である特定刑事施設の保有する、電気設備に関するものを調査しているものである。

イ 上記電気設備の特定の機能を調べたく上記特定刑事施設の保有するすべての電気設備工事請負業者の住所が閲覧したく、開示手続をしたものである。（添付資料略）

ウ 処分庁から、上記ア電気設備に関する請求時期について、回答する

様求める求補正書，平成28年2月9日付けが送付されてきた。（添付資料略）

エ 上記ウ，求補正書に対し「上記1（10）については，上記1と同じ」と記載，年度ではなく住所，会社名で同一なら一件，混同していればすべての会社で願います。という趣旨の回答をした。（添付資料略）

オ 上記エ，回答書に対し処分庁から，行政文書開示請求書（意思確認）が送付され，理由説明書（諮問庁より）2（3）にある様，文書の特定に至らなかったとし，2（4）情報提供とともに，意思確認を求められ，期限まで回答がない場合，情報提供文書全部の請求を維持する旨及び探索に時間を要するほか，請求件数が大幅に増加することも考えられますので，承知するようにとの上記文書が送付されてきた。（添付資料略）

カ 処分庁より，平成28年3月7日，求補正書により開示請求手数料3000円相当及び開示請求に係る情報提供，上記オについて，回答があった後，文書を探索するので，請求件数の増加が予想されることを承知願いますと記載がある文書が送付された。（添付資料略）

キ 平成28年3月18日，普通郵便にて，開示請求手数料10件分，3000円（上記カに対して）を納付した。

ク 処分庁より，平成28年3月22日，求補正書により，不開示決定がなされる旨及び本件の請求内容が広範囲かつ不明確であり，文書の特定ができなく，具体的内容を回答するようにとの記載文書が送付された。しかし，一部は不開示決定のままでよく，本件については，上記オ，カのことから内容が違うので，返送した。

ケ 処分庁より，平成28年4月1日付，求補正書により，手数料及び文書特定に関する内容の補正を求められた。（上記クでは，手数料の記載なし）

コ 平成28年4月7日，処分庁に対し，普通郵便により1件，300円分を送付した。

サ 処分庁より，平成28年5月6日，開示請求書に形式上の不備があり，相当の期間を定めて補正を求めたが，当該機関を経過しても補正しなかった旨の理由で行政文書不開示決定通知書が送付された。

シ 本件決定までの経緯については，上記アからサまで及び添付書類のとおりであり，上記にあるとおり，情報提供（添付資料略）文書全部を請求する旨の通知があり，また，回答がない場合も同様の扱いをする旨記載，その後も同様の文書（添付資料略）が送付されているのに，突然広範囲かつ不明確であるので，具体的内容を回答するようにとは不当であり，法5条には，開示義務が明記されている。収入印紙（開

示請求手数料について)も上記のように納めている。行政文書開示決定通知書の理由を確認しても、形式上の不備があるとの記載だけで(添付資料略)、開示請求手数料未納との趣旨はなく、補正の不備と考えられ、法務省本省の行政文書不開示決定通知書(添付資料略)を確認しても、理由には具体的に記載してあり、手数料は納付、不開示は、補正の不備のみを受けとれる。

また、上記オのとおり探索、開示手続をとれば、本件とは違う結果になったと思料される。

ス 理由説明書には、「電気設備」の定義について関係法令等において示されていなく類似の「電気工作物」についての法令云云が記載されているが、特定施設(刑事)の行政文書、電気設備工事竣工図と題する文書、法務大臣宛て、工事進程度報告書工事名、特定刑事施設庁舎等新営(電気設備)工事という報告書が作成されている(添付資料略)ことから、電気設備の趣旨は特定できると思料する。

セ 以上のとおり、本件決定は不当であり、早急に不開示決定を取消し、開示を求めると意見する。

(3) 意見書 2

ア 処分庁より、平成28年10月6日付け仙管発第1114号行政文書不開示決定通知書が送付された。

イ 本件不開示決定は理由説明書1(1)ケに係る不開示決定通知書である。

ウ 上記には、別添の文書があり、本年5月19日までに決定すべきところ、なされていなかったためと記載があり、理由説明書3本件対象文書の特定についてにある、1件分の同手数料が不足するとしたことについて不合理な点はないとあるが、上記の様に事務処理がなされていなかったため、不開示決定をしていなかったという事は、手数料1件分が残っていて、前回の意見書と合わせて、処分庁の事務処理ミスであり、理由説明書にあるような理由はない。

エ 以上のとおり、本件決定は、不当である。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求した、

(1) 特定刑事施設が保有する文書

ア 多重放映制御装置の入札に係る入札業者に提示した入札説明書、契約条項、仕様書、関係事項文書

イ 上記アの施工業者の住所・会社名の確認できる文書

ウ 特定A、B年、C年、D年度 特定刑事施設幹部職員名簿

- エ 上記年度組織図（特定刑事施設）
- オ 行政文書管理規程に該当する文書
- カ 書籍の取扱いに関する最新の文書（受刑者が購入，差入れにかかる）
- キ 要視察者，注意者の処遇にかかることがわかる現在指示されている文書
- ク 特定年度刑事施設視察委員会の提案を受け，訴状及び関係書類，人權救済申立て書の発信通数外に対し，どのような措置を構じたかわかる文書
- ケ 放送設備，拡声設備の取扱上の注意に該当する文書
- コ 電気設備工事請負業者の住所がわかる文書
- サ 特定刑事施設 特定年度所内例規の目次

(2) 特定矯正管区が保有する文書

管区内の刑事施設に勤務する，統括級以上（看守長）の職員の名前・施設名・採用年月日がわかる文書（採用から現在まで）（現在）

(3) 特定刑事施設保有文書

ア 特定 A，B，C，D 年度に採用した職員の数（高卒・大卒）記載文書

イ 受刑者が，宅下げをする際，手続きのしかたがわかる文書

のうち，(1) コに該当する行政文書（以下「本件対象文書」という。）について，処分庁は，平成 28 年 5 月 6 日付け行政文書不開示決定通知書（以下，第 3 においては「本件不開示通知書」という。）をもって，開示請求書に形式上の不備があり，相当の期間を定めて補正を求めたが，当該期間を経過しても補正されなかったためとして，不開示決定（以下，第 3 においては「本件決定」という。）を行ったものに対するものであり，審査請求人は，本件対象文書に係る文書特定の可否を理由として本件決定の取消しを求めていることから，以下，文書特定の妥当性について検討する。

2 本件決定までの経緯等について

本件開示請求から本件決定までの経緯等については，以下のとおりである。

- (1) 審査請求人から，処分庁に対し，平成 28 年 1 月 21 日受付の行政文書開示請求書により，1 (1) ないし (3) に係る開示請求がなされた。
- (2) 当該開示請求書には，開示請求に係る手数料が同封されておらず，さらに，請求する行政文書の名称等として，1 (1) ないし (3) のとおり記載されていたところ，その趣旨は必ずしも明確ではなく，また，対象となる行政文書の範囲が広範であり，請求する行政文書を特定できな

かったことから、同日付け求補正書により、同手数料の納付を求め、また、同年2月9日付け求補正書により、請求内容を具体的にするための求補正を行った。

- (3) これに対し、同月5日受付で、審査請求人から1件分の同手数料が納付され、また、同月18日受付で、補正書が送付され、1(1)アのうち、契約条項及び関係事項文書に該当する行政文書及び1(1)オに該当する行政文書並びに1(2)に該当する行政文書については開示請求を取り下げる旨の意思表示がなされたものの、本件対象文書については明確な補正がなされず、対象文書の特定に至らなかった。
- (4) そこで処分庁は、同月22日付け「行政文書開示請求書について（意思確認）」により、審査請求人に対し、本件対象文書について、「一般的に電気設備には、発電から送配電、電気を使用する機器までの一連の電気設備をはじめ、電話設備、防災設備、情報通信設備等、多くの設備が整備している」旨を情報提供するとともに、審査請求人が請求する「電気設備」の趣旨について確認を求めた。
- (5) また、処分庁は、当該開示請求書等の記載内容から、1(1)ア（契約条項及び関係事項文書を除く。）及びイに該当すると思料される行政文書として、別紙に掲げる文書1ないし3を、1(1)ウ及びエに該当すると思料される行政文書として、文書4ないし文書11を、1(1)カに該当すると思料される行政文書として、文書18を、1(1)キに該当すると思料される行政文書として、文書13、16、17、19及び22を、1(1)クに該当すると思料される行政文書として、文書23を、1(1)サに該当すると思料される行政文書として、文書15を、1(3)イに該当すると思料される行政文書として、文書12、14、20及び21をそれぞれ特定し、同年3月7日付け求補正書により、審査請求人に対し、補正の参考となる情報として、その旨及び1(1)ケ及び1(3)アに該当する行政文書が存在しない旨等を情報提供するとともに、本件対象文書を特定するための補正を求め、さらに、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令13条2項1号の規定に基づき、一の行政文書ファイルにまとめられた行政文書を1件の行政文書とみなし、また、行政文書が存在しない部分を含めて請求を維持する場合、本件対象文書に係る同手数料を除いたとしても、11件分の同手数料が必要となるため、少なくとも10件分の同手数料が不足する旨の求補正を行った。
- (6) これに対し、審査請求人から、同月22日受付で10件分の同手数料が納付されたものの、本件対象文書を特定するための補正はなされず、また、1(1)ケ及び1(3)アに該当する行政文書に係る請求を取り下げる旨の意思表示もなされなかった。

- (7) そこで処分庁は、同日付け求補正書により、審査請求人に対し、1 (1) ケ及び1 (3) アに該当する行政文書は存在しないため、仮に請求を維持した場合、同手数料1件分を使用した上で不開示決定がなされるものと思料されることを再度情報提供するとともに、本件対象文書を特定するための補正を求めたところ、審査請求人から、同年4月1日受付で同求補正書が返送されたものの、文書の特定に資する記載等はなされていなかった。
- (8) さらに、処分庁は、同日付け求補正書により、審査請求人に対し、本件対象文書を特定するための補正を求めるとともに、行政文書が存在しない部分を含めて請求を維持するのであれば、本件対象文書に係る同手数料として新たに、少なくとも1件分の同手数料の納付を要する旨の求補正を行ったが、審査請求人から、同月11日受付で同求補正書が返送されたものの、文書の特定に資する記載等はなされておらず、同手数料についても納付されなかった。
- (9) 処分庁は、審査請求人に対し、同月15日付けで、法10条2項の規定に基づき開示決定等の期限を延長する旨を通知した上で、同年5月6日付け行政文書開示決定通知書をもって、文書1ないし23について、その一部を不開示とする決定を行い、同日付け行政文書不開示決定通知書をもって、1 (1) ケ及び1 (3) アについて、文書不存在を理由とする不開示決定を行い、さらに、本件不開示通知書をもって、本件対象文書について、行政文書の特定が不十分であること及び同手数料が納付されていないことから、開示請求書に形式上の不備があり、相当の期間を定めて補正を求めたが、当該期間を経過しても補正されなかったためとして、本件決定を行った。

3 本件対象文書の特定について

本件決定までの経緯等については、2で述べたとおりであるところ、処分庁は、本件対象文書について、審査請求人が請求する「電気設備」の趣旨が必ずしも明確ではなく、対象となる行政文書の範囲が広範であることを理由として、審査請求人に対し、再三の補正を求めたにもかかわらず、審査請求人から文書の特定に至る補正がなされなかったことを理由として、本件決定を行っているが、審査請求人は、本件審査請求書において、本件対象文書について、請求内容が広範囲かつ不明確であるため文書の特定が困難であるとしたことは不当である旨主張し、本件決定の取消しを求めているものである。

しかしながら、「電気設備」の定義は関係法令等において示されていないこと、また、例えば類似の表現である「電気工作物」については、電気事業法2条1項18号において、「発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線

路その他の工作物（船舶，車両又は航空機に設置されるものその他の政令で定めるものを除く。）をいう。」と定義されていること等を踏まえ，本件対象文書について，「電気設備」の趣旨が判然としない場合，行政文書の特定に至らないとの判断から，処分庁が審査請求人に対し，再三の補正を求めたことに，不合理な点はない。

また，審査請求人から合計11件分の同手数料が納付されたものの，文書1ないし23について，その一部を不開示とする決定及び1（1）ケ及び1（3）アについて，文書不存在を理由とする不開示決定を行うために，納付された11件分の同手数料を使用したことから，本件対象文書に係る少なくとも1件分の同手数料が不足するとしたことについても，不合理な点はない。

よって，対象文書の特定に不備はない。

4 以上のとおり，本件決定は，妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|--------------------|
| ① | 平成28年8月29日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年9月23日 | 審査請求人から意見書1及び資料を收受 |
| ④ | 同年10月17日 | 審議 |
| ⑤ | 同年11月8日 | 審議 |
| ⑥ | 同月16日 | 審査請求人から意見書2及び資料を收受 |
| ⑦ | 同月29日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は，「電気設備工事請負業者の住所がわかる文書」（本件対象文書）の開示を求めるものである。

処分庁は，審査請求人に対し，開示請求手数料の納付及び本件開示請求に係る文書を特定するための補正を求めたが，審査請求人がこれに応じなかったことから，開示請求手数料の未納及び開示請求に係る文書の不特定という形式上の不備があるとして原処分を行った。

これに対し，審査請求人は，原処分の取消しを求めているが，諮問庁は，原処分を妥当としていることから，以下，原処分の妥当性について検討する。

2 求補正の経緯等について

諮問書に添付された資料及び諮問庁の説明によると，本件開示請求に係る求補正の経緯等は，おおむね以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は，平成28年1月17日付け（同月21日受付）「開示請求書」をもって，特定刑事施設が保有する「電気設備工事請負業者の

- 住所がわかる文書」(本件対象文書)外13文書の開示請求を行った。
- (2) 仙台矯正管区情報公開窓口は、平成28年1月21日付け「求補正書」をもって、上記(1)の請求を維持する場合には、最低でも1件分の開示請求手数料を納付するよう補正を求めたところ、同年2月5日受付で、審査請求人から1件分の開示請求手数料が納付された。
 - (3) 仙台矯正管区情報公開窓口は、平成28年2月9日付け「求補正書」をもって、本件開示請求の対象となる文書について、どの時期の文書を請求するかについて回答するよう求めた。
 - (4) 審査請求人は、平成28年2月14日付け(同月18日受付)「補正書」をもって、上記(3)の求補正に対し、「年度ではなく、住所、会社名で、同一なら、一件、混同していればすべての会社で願います。」と回答した。
 - (5) 仙台矯正管区情報公開窓口は、平成28年2月22日付け「行政文書開示請求書について(意思確認)」をもって、「電気設備」の趣旨(例えば、照明、自家発電機等)について回答を求めるとともに、回答がない場合は、上記の全ての請求を維持するが、文書の探索に相当の時間を要するほか、請求件数が大幅に増加することが考えられる旨連絡した。
 - (6) 仙台矯正管区情報公開窓口は、平成28年3月7日付け「求補正書」をもって、本件対象文書以外の請求文書について、開示請求手数料10件分の納付を求めるとともに、本件開示請求については、上記(5)に対して回答があった後、文書の探索を行うことから、請求件数の増加が予想される旨連絡した。
 - (7) 仙台矯正管区情報公開窓口は、平成28年3月22日付け「求補正書」をもって、本件開示請求について、回答期限を同年4月5日として、請求内容が広範囲かつ不明確であり、文書が特定できず、以前にも連絡しているとおおり、「電気設備工事」の具体的内容を回答するよう求めたところ、同月1日受付で、審査請求人から当該求補正書が仙台矯正管区に返送されただけで、上記の問合せに対する明示的な回答はなかったが、同年3月22日受付で、審査請求人から上記(6)で連絡のあった開示請求手数料10件分が追納された。
 - (8) 仙台矯正管区情報公開窓口は、平成28年4月1日付け「求補正書」をもって、上記(7)と同様の補正を求めるとともに、本件開示請求を維持するために必要な開示請求手数料が不足していることから、審査請求人が開示を求める文書の中に、不存在を理由として開示請求手数料1件分を使用した上で不開示決定がされると思料されるものがあるため、当該請求を維持しないで、同手数料を本件対象文書に転用するか、又は、新たに1件分の開示請求手数料を納付するよう連絡し、さらに、回答がない場合は、形式上の不備(行政文書を特定するに足りる事項が記載さ

れていないこと及び開示請求手数料未納)にて不開示決定がなされる場合がある旨連絡した(回答期限同月15日)。しかし、これに対しても、審査請求人からは、同月11日受付で、当該求補正書が仙台矯正管区に返送されただけで、上記の問合せに対する明示的な回答はなかった。

- (9) 処分庁は、平成28年4月15日付け「開示決定等の期限の延長について(通知)」をもって、本件対象文書外25文書について、法10条2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長する旨通知した。
- (10) 処分庁は、平成28年5月6日付け仙管発第458号「行政文書不開示決定通知書」をもって、本件開示請求について、形式上の不備があることを理由として、不開示とする原処分を行った。なお、残りの25文書(開示請求件数計11件。なお、開示請求件数の数え方は、下記4(2)アのとおり。)のうち、23文書については、同日付け仙管発第456号「行政文書開示決定通知書」をもって一部開示決定が、また、1文書については、同日付け仙管発第457号「行政文書不開示決定通知書」をもって不開示決定(不存在)がなされ、さらに、1文書については、同年10月6日付け仙管発第1114号「行政文書不開示決定通知書」をもって追加の不開示決定(不存在)がなされた。

3 原処分の妥当性について

- (1) 原処分は、開示請求手数料の未納及び開示請求に係る文書の不特定という形式上の不備があるとして不開示決定を行ったものであるところ、まず、開示請求手数料について、審査請求人は、平成28年4月7日、処分庁に対し、普通郵便により1件、300円分を送付した旨主張する。
- (2) そこで、当審査会事務局職員をして、諮問庁に本件開示請求に関する開示請求手数料の納付状況を確認させたところ、処分庁においては、①受付簿には、審査請求人が主張するような郵便物又は同手数料の納付に係る受付の記録はなく、②本件開示請求に係る行政文書ファイル及び処分庁に対し審査請求人が当時行っていた別件の開示請求に係る行政文書ファイル等並びに仙台矯正管区情報公開窓口において取り扱うその他の行政文書ファイル等についても、同様であることから、当該郵便物の送付及び同手数料の納付がされたとは認められないとのことである。
- (3) これに対し、審査請求人は、当該開示請求手数料を納付しているとの主張を裏付けるような具体的な根拠等は提示しておらず、その他、上記(2)の諮問庁の説明を覆すに足りる特段の事情も認められない。
- (4) したがって、上記2の一連の求補正の手続を経て行われた原処分の手続は、法4条2項の規定の趣旨に照らしても不適切な点はなく、本件開示請求には、開示請求手数料の未納という形式上の不備があるといわざるを得ず、処分庁による求補正によっても当該不備は補正されなかったと認められるから、処分庁が本件開示請求に形式上の不備があることを

理由として原処分を行ったことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、意見書（上記第2の2（3））において、「放送設備、拡声設備の取扱い上の注意に該当する文書（現在保有するもの全て）（特定刑事施設）」について不開示決定をしていなかったということは、開示請求手数料1件分が残っている等主張する。

(2) この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

ア 開示請求件数の数え方は、法施行令13条2項1号の規定に基づき、一の行政文書ファイルにまとめられた行政文書を1件の行政文書とみなして、別紙の文書1ないし3で1件（受付第68-1号。平成28年4月15日付け「開示決定等の期限の延長について（通知）」に記載された受付番号。以下同じ。）、文書4及び5で1件（受付第68-2号）、文書6及び7で1件（受付第68-3号）、文書8及び9で1件（受付第68-4号）、文書10及び11で1件（受付第68-5号）、文書12で1件（受付第68-6号）、文書13で1件（受付第68-7号）、文書14で1件（受付第68-8号）、文書15ないし22で1件（受付第68-9号）並びに文書23で1件（受付第68-10号）と数え、また、行政文書が存在しない部分を含めて請求を維持する場合には、それを1件として数えたことから、①「特定年度A、特定年度B、特定年度C、特定年度Dに採用した職員の人数（高卒・大卒の内訳）記載文書（特定刑事施設）」及び②「放送設備、拡声設備の取扱い上の注意に該当する文書（現在保有するもの全て）（特定刑事施設）」については、いずれも受付第68-11号として1件と数えたものであり、本件開示請求の対象となる文書（受付第68-12号）を除いて、計11件の開示請求となっていた。

イ 開示決定等については、受付第68-11号として受け付けられたいずれの文書についても不存在を理由として、まとめて処理すべきであり、平成28年5月6日に行った不開示決定（仙管発第457号）に係る決裁の過程においてはそのように対応する予定であった。しかし、行政文書不開示決定通知書に転記する際、誤って一方（上記ア①）のみを記載してしまい、誤りに気づかぬまま不開示決定を行ったものである。

ウ 今回、処分庁の担当者が当該通知書等の整理をしていた際に誤りに気づき、不足する部分（上記ア②）について、平成28年10月6日付けで追加的に不開示決定を行ったものであり、上記のとおり、同年5月6日付け不開示決定の時点において、開示請求手数料を1件分充

当していることから開示請求手数料の不足はなく、同年10月6日付け不開示決定については、新たな開示請求手数料は発生していないものとして取り扱っている。

- (3) 上記諮問庁の説明を踏まえると、審査請求人が主張するような意味で開示請求手数料1件分が残っていたとは認められない。
- (4) 審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

- (1) 本件不開示通知書には、不開示とした理由について、「開示請求書に形式上の不備があり、相当の期間を定めて補正を求めたが、当該期間を経過しても補正されなかった」旨記載されているところ、一般に、形式上の不備を理由とする不開示決定に際しては、形式上の不備がある旨を示すだけでは足りず、その具体的な内容についても理由として付記することが求められる。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条の趣旨に照らし、適切さに欠けるところがあり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

- (2) また、処分庁は、本件開示請求に係る求補正の過程において、開示請求の対象となる文書の分量を把握しないまま求補正を行うなどしていることが認められるが、今後、処分庁においては、開示請求の対象となる文書について十分精査し、把握した上で、それを踏まえた適切な求補正を行うことが望まれる。

6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の開示請求につき、本件開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、本件開示請求には、開示請求手数料の未納という形式上の不備があると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（処分庁が特定した文書）

- 文書 1 特定年月日発議「多重放映制御装置の整備について（伺い）」（特定刑事施設）
- 文書 2 特定年月日発議「多重放映制御システムの仕様について（伺い）」（特定刑事施設）
- 文書 3 特定年月日付け「多重放映制御装置物品供給契約の契約締結について（伺い）」（特定刑事施設）
- 文書 4 特定年度 A「幹部職員名簿」（特定刑事施設）
- 文書 5 特定年度 A「組織図」（特定刑事施設）
- 文書 6 特定年度 B「幹部職員名簿」（特定刑事施設）
- 文書 7 特定年度 B「組織図」（特定刑事施設）
- 文書 8 特定年度 C「幹部職員名簿」（特定刑事施設）
- 文書 9 特定年度 C「組織図」（特定刑事施設）
- 文書 10 特定年度 D「幹部職員名簿」（特定刑事施設）
- 文書 11 特定年度 D「組織図」（特定刑事施設）
- 文書 12 特定年月日付け首席指示第 4 1 号「窓口宅下げの取扱手続について」（特定刑事施設）
- 文書 13 特定年月日付け首席指示第 4 4 号「要注意者（自殺・自傷）の処遇等について」（特定刑事施設）
- 文書 14 特定年月日付け達示第 2 7 号「「生活の心得（受刑者用）」の制定について」（特定刑事施設）
- 文書 15 特定年度「所内例規」（目次部分）（特定年月日から特定年月日まで作成分）
- 文書 16 特定年月日付け首席指示第 1 1 号「要注意者（訴願）を要視察者（訴願）に指定を変更することについて」（特定刑事施設）
- 文書 17 特定年月日付け首席指示第 2 8 号「要視察者（自殺・自傷）の処遇等について」（特定刑事施設）
- 文書 18 特定年月日付け達示第 1 5 号「被収容者が閲覧する書籍等取扱細則の制定について」（特定刑事施設）
- 文書 19 特定年月日付け首席指示第 8 0 号「要視察者（自殺・自傷）から要注意者（自殺・自傷）に指定を変更して処遇することについて」（特定刑事施設）
- 文書 20 特定年月日付け達示第 1 7 号「「生活の心得（受刑者用）」の制定について」の一部改正について」（特定刑事施設）
- 文書 21 特定年月日付け首席指示第 8 1 号「被収容者の保管私物等の宅下げ、購入、物品の引渡し及び廃棄に係る事務処理要領等について」（特定刑事施設）

文書 2 2 特定年月日付け首席指示第 8 2 号「要視察者（自殺・自傷）の処遇等について」（特定刑事施設）

文書 2 3 特定年度「特定刑事施設視察委員会の意見に対する措置等報告書」（特定刑事施設）